

事 務 連 絡  
平成 2 1 年 4 月 1 6 日

各都道府県・指定都市・  
児童相談所設置市 障害保健福祉主管課（室）御中

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部企画課

障害児施設給付費単位数サービスコード（平成 2 1 年 4 月施行版）の修正について

障害保健福祉行政の推進については、平素よりご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記については、平成 2 1 年 3 月 3 0 日付事務連絡「介護給付費等単位数サービスコードについて」により W A M - N E T に障害児施設給付費単位数サービスコード表を掲載いたしました。誤字がありましたので修正版を W A M - N E T に掲載いたします。（修正箇所は別添を参照願います）

お忙しいところお手数をお掛けし誠に申し訳ございませんが、よろしく願いいたします。

※介護給付費等単位数サービスコードに修正はありません。

（問い合わせ先）  
厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部企画課システム係  
T E L : 03-5253-1111（内線：3021）  
F A X : 03-3502-0892  
メー ル : syougaisystem@mhlw.go.jp

(別添)

○障害児施設給付費単位数サービスコード（平成21年4月施行版）15ページ

| サービスコード |      | 算定項目                                     |
|---------|------|--|
| 種類      | 項目   |  |
| 32      | 1342 | (修正前)<br>地方公共団体が設置する <u>指定盲児施設</u> の場合   |
| 32      | 1352 |  |
| 32      | 1362 |  |
| 32      | 1372 | (修正後)<br>地方公共団体が設置する <u>指定ろうあ児施設</u> の場合 |
| 32      | 1382 |  |
| 32      | 1392 |  |
| 32      | 1402 |  |
| 32      | 1412 |  |

○障害児施設給付費単位数サービスコード（平成21年4月施行版）19ページ

| サービスコード |      | 算定項目                                     |
|---------|------|--|
| 種類      | 項目   |  |
| 32      | 8342 | (修正前)<br>地方公共団体が設置する <u>指定盲児施設</u> の場合   |
| 32      | 8352 |  |
| 32      | 8362 |  |
| 32      | 8372 | (修正後)<br>地方公共団体が設置する <u>指定ろうあ児施設</u> の場合 |
| 32      | 8382 |  |
| 32      | 8392 |  |
| 32      | 8402 |  |
| 32      | 8412 |  |